

広島県告示第七百二十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定によって、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、広島県土木部土木整備局道路河川管理室及び広島県福山地域事務所建設局において、平成十九年七月九日までの間、縦覧に供する。

平成十九年六月二十五日

広島県知事 藤 田 雄 山

路線名	供用を開始する区間	供用を開始する日
県道府中松永線	府中市栗柄町字中柴門田二〇八番一地从ら 府中市栗柄町字中柴二二四四番五地先まで	平成十九年六月二十五日